4　認定申請の必要書類について

希望する認定区分により、必要書類が異なります。下表から該当する書類を提出してください。
また、申請後、申請内容に変更がある場合はその都度必ず届け出てください。（P13 参照）

必要書類	必要な方
①　◇子育てのための施設等利用給付認定申請書	全員
②　「保育を必要とする事由」が確認できる書類	２号または３号認定を申請する方
③　ご家族に関する書類	２号または３号認定を申請する ひとり親家庭の方
④　住民税が非課税であることを証明する書類	３号認定を申請する方で、要件に該当する方
⑤　個人番号（マイナンバー）・本人確認書類	全員
⑥　◇施設等利用給付認定 提出書類等チェックシート	全員

◎　２号または３号認定を申請する方は②の書類を必ず提出してください。書類に不備がある場合は認定ができません。認定開始を希望する日までに②の書類が揃わない場合は、①、⑤、⑥の書類のみの提出であっても認定申請を受け付けすることができます。ただし、申請日から２週間以内に②の書類の提出がないときは、申請が無効となりますのでご注意ください。提出された書類に不備があった場合も同様です。

◎　２号または３号認定を申請するひとり親家庭の方は③の書類を必ず提出してください。

◎　３号認定を申請する方は、要件をご確認のうえ、④の書類を提出してください。住民税が課税されていない世帯であっても海外での収入がある場合は審査対象となりますのでご注意ください。

「◇」の書類は区のホームページからダウンロードできます。

ページ ID : 4812

①　◇子育てのための施設等利用給付認定申請書

記入例がありますので、ご確認の上、記入してください。(P21 参照)

②　「保育を必要とする事由」が確認できる書類（２号または３号認定を申請する方）

「保育を必要とする事由」により、必要書類が異なります。下表から該当する書類を提出してください。
提出対象者：保護者全員分
有 効 期 間：認定開始希望日から 6 カ月以内に発行された書類
（例）令和 8 年 4 月 1 日認定開始希望➡令和 7 年 10 月 1 日以降に発行されたものが有効

保育を必要とする事由	必　要　書　類
就労 月 48 時間以上 従業員の方	◇就労証明書 ・区指定の書式で作成するよう就労先に依頼すること ・就労先が複数あり、1 ヵ所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出すること
就労 月 48 時間以上 （・役員 ・自営業主 ・自営業専従者 ・家族従業者 ・業務委託）	①◇就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類（営業証明） ・①は区指定の書式で作成すること ・①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入すること ・②について次ページをご確認ください。 ・就労先が複数あり、1 ヵ所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出すること
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページの写し）
育児休業	①◇就労証明書 ②◇受託証明書 ③◇育児休業届 ④母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済の証明があるページの写し） ・産前産後休暇・育児休業開始日より前に施設の利用を開始していた場合に限り、対象（P11 参照）
疾病・負傷・障害	診断書の写し ・病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されていること
介護・看護 （常時） （原則として同居の親族が対象）	①◇介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況がわかる書類 （診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）、ケアプラン（介護サービス計画書）など）
災害復旧	り災証明書 ・区にお問い合わせください。
求職活動	①◇求職活動状況申立書 ②求職活動中であることが客観的に確認できる次のいずれかの書類 ア　ハローワーク受付票　　イ　その他就労支援サービスの登録証 ウ　インターネット求人情報サイトの個人情報登録画面および申込履歴画面 ・②は氏名や住所などが記載されていること
学校等に在学・職業訓練 月 48 時間以上	①◇在学証明書 ②学生証の写し ・①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼すること ・在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限る

◎「◇」の必要書類については、区の書式をご利用ください。(P５参照)

※自営業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のＡグループ（事業の概要が確認できる書類）とＢグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを１種類ずつお選びいただき、写しを提出してください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
Ａグループ	Ｂグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 （直近３カ月分を提出してください。 育児休業から復職する方は産前産後休暇・育児休業前の３カ月分です。）
・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・営業許可証などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書・ 青色申告承認申請書（受領印があるもの） ◎　電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。 ・事業の名称・所在地・内容などがわかるパンフレットやホームページなど	・出勤簿、通勤記録など ・給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ）など <自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可> ・営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書など ◎　契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

③　ご家族に関する書類（２号または３号認定を申請するひとり親家庭の方）

ひとり親家庭の方は、下表から該当する書類の写しをいずれか１つ提出してください。

有 効 期 間：認定開始希望日から６カ月以内に発行された書類

（例）令和８年４月１日認定開始希望➡令和７年 10 月１日以降に発行されたものが有効

①戸籍全部事項証明書（受理証明書）	
②児童扶養手当証書	
③ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)医療証	
④児童育成手当認定通知書	
⑤児童育成手当受給者証明書	◎発行依頼先：子ども子育て支援課子育て給付係　03(3546)5350・5351
⑥事件係属証明書（調停期日通知書）	◎調停期日通知書は、調停が係属中と判断できる書類に限ります。
⑦大使館発行の独身証明書(和訳されたもの)	

④　住民税が非課税であることを証明する書類（３号認定を申請する方）

下表から保護者全員分の該当する書類を提出してください。海外に住所を有していた場合でも収入から課税額を算出し、住民税非課税世帯に該当するか審査を行います。

認定希望期間	要件	証明書類
令和８年度４月～８月認定希望 （９月以降も認定を希望する場合は、下欄の書類も提出してください。）	中央区外に住民登録がある方	令和７年度住民税非課税証明書 ※令和７年１月１日現在、住民登録のある区市町村で発行
	令和７年１月１日現在、 日本に住民登録がない方	①令和６年１月～12 月の**「◇年間収入申告書」** ②会社発行の給与支給証明書など
令和８年度９月～３月認定希望	中央区外に住民登録がある方	令和８年度住民税非課税証明書 ※令和８年１月１日現在、住民登録のある区市町村で発行
	令和８年１月１日現在、 日本に住民登録がない方	①令和７年１月～12 月の**「◇年間収入申告書」** ②会社発行の給与支給証明書など

※要件に該当しない方は、提出不要です。

⑤　個人番号（マイナンバー）・本人確認書類（代表して申請される方の分のみ必要です。）

申請者（保護者のうちいずれか）の個人番号確認書類および本人確認書類をご準備ください。

＜窓口で申請する場合＞　窓口で提示

＜郵送で申請する場合＞　写しを同封（「**◇施設等利用給付認定申請の本人確認書類等 添付台紙**」をご利用ください。）

「個人番号（マイナンバー）確認」書類	個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
「本人確認」書類	【顔写真付証明書】（以下のうち１種類必要です。） 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書　など 【顔写真なし証明書】（以下のうち２種類必要です。） 健康保険の資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書　など ◎　郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング（黒で塗りつぶすこと）した上で提出してください。 ◎　被保険者証（国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療）、組合員証（共済組合等）については、令和７年 12 月２日以降、本人確認書類として使用できません。

◎保護者（父母）以外の方が申請をする場合は、以下の書類を提出してください。

・代理権の確認書類（「**◇委任状**」）

・申請者（保護者のうちいずれか）の番号確認書類（個人番号カードまたは上記表の(1)個人番号確認書類のうち、いずれか１つ）

・代理人の本人確認書類（上記表の(2)本人確認書類を参照）

⑥　◇施設等利用給付認定 提出書類等チェックシート

本シートは、提出書類に不備が生じないよう確認するシートです。

必要書類を確認し、認定申請書などの書類と併せて本シートを提出してください。